

平成24年度

# 十勝大学設置促進期成会

## \* 総会議案 \*

◇日時：平成24年5月29日（火）13：45～

◇場所：帯広市役所10F 第5会議室AB

# 会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

報告第1号 平成23年度事業報告

報告第2号 平成23年度決算

監査報告 平成23年度監査報告

議案第1号 規約改正（組織の見直し）

議案第2号 平成24年度事業計画（案）

議案第3号 平成24年度予算（案）

議案第4号 役員を選任

4 そ の 他

5 閉 会

## 平成23年度事業報告

### 1 地域の発展に必要な高等教育機関整備に関する調査・研究等 について

帯広畜産大学との協議の場を設置したほか、国内の大学・企業等との連携に関する調査・研究、海外大学との連携に向けた取り組みを行いました。

(資料1)

### 2 期成会のあり方の検討について

公私協力方式の大学誘致等から、帯広畜産大学を核に、地域特性・優位性を活かし、まちづくりと連動させながら、段階的に高等教育機関の整備をすすめる取組へと方針転換をしたことに伴い、理事会より選出した7名の委員による小委員会を設置し、期成会のあり方について検討をいたしました。

(資料2)

平成23年度決算

《収入》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
負 担 金	1,045,000	1,045,000	0	帯広市 1,000,000円 帯広商工会議所 45,000円
繰 越 金	174,000	174,099	99	前年度繰越金 174,099円
雑 入	1,000	95	△905	預金利子 95円
合 計	1,220,000	1,219,194	△806	

《支出》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
事 務 費	80,000	78,412	△1,588	郵送料、消耗品等に要した経費
会 議 費	10,000	0	△10,000	総会等の会議に要した経費
事 業 費	1,130,000	825,460	△304,540	調査・研究、情報収集、書籍購入等に要した経費
合 計	1,220,000	903,872	△316,128	

収入決算総額 1,219,194円

支出決算総額 903,872円

差引残額 315,322円 ⇒ 平成24年度へ繰越

監査報告

平成 2 3 年 度 監 査 報 告

十勝大学設置促進期成会規約第5条第6項の規定に基づき、平成23年度の会計事務に関する関係書類を監査したので、その結果を下記のとおり報告します。

平成24年5月2日

十勝大学設置促進期成会  
会 長 米 沢 則 寿 様

監 事

奥 周盛



中田 和子



記

1. 監査の結果 適正に処理されていることを認めます。

## 規約改正（組織の見直し）

昨年、期成会総会において決定した取組方針の転換に伴い、本会の組織目的や役割、体制などを見直し、名称を『十勝高等教育機関の整備推進に関するまちづくり会議（略称：十勝高等教育まちづくり会議）』と変更するため、現行規約の一部改正を行うものです。

（資料 3）

議案第2号

平成24年度事業計画（案）

1 地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けた取り組み

・地域特性・優位性を活かした地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けて、調査・研究等をすすめます。

・帯広畜産大学と帯広市の包括連携協定に基づき、人材育成や国内外大学との連携、食・農・医連携研究センター機能の整備に向けた取り組みをすすめます。

(資料4)

2 専門部会の設置・開催

組織の機動性を高め、活発な議論を行なう場として、専門部会を設置します。

議案第3号

平成24年度予算(案)

《収入》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	摘 要
負 担 金	1,045	1,045	0	帯広市 1,000,000円 帯広商工会議所 45,000円
繰 越 金	315	174	141	前年度繰越金
雑 入	1	1	0	預金利子
合 計	1,361	1,220	141	

《支出》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	摘 要
事 務 費	80	80	0	郵送料、消耗品等に要する経費
会 議 費	10	10	0	総会等の会議に要する経費
事 業 費	1,271	1,130	141	調査・研究、情報収集、謝礼、 書籍購入等に要する経費
合 計	1,361	1,220	141	

収入・支出予算総額 1,361千円



議案第4号

役員を選任

役職名	団 体 名	職名等	氏 名	摘 要
会 長				1名
副会長				若干名
理事				若干名
監事				2名

平成24年度

十勝大学設置促進期成会 現役員名簿

(平成24年5月29日現在)

役職名	団 体 名	職名等	氏 名	備 考
会 長	帯広市	市 長	米沢 則寿	1名
副会長	十勝地区農業協同組合長会	会 長	有 塚 利 宣	若干名
	十勝町村会	会 長	高 橋 正 夫	
	帯広商工会議所	会 頭	高 橋 勝 坦	
	北海道高等学校長協会十勝支部	幹 事	福 井 誠	
理事	帯広銀行協会	理 事	白 浜 光 人	若干名
	帯広市校長会	会 長	鎌 田 則 明	
	帯広市町内会連合会	会 長	内 田 秀 雄	
	帯広消費者協会	会 長	佐 々 木 涼 太	
	帯広青年会議所	理 事 長	村 上 互	
	十勝町村会	副 会 長	小 林 康 雄	
	〃	文教福祉 常任委員長	勝 井 勝 丸	
	連合北海道帯広地区連合会	事 務 局 長	木 下 栄 治	
	有識者		後 藤 健 市	
	〃		藤 本 長 章	
	〃		平 原 隆	
	〃		松 浦 弘 子	
監事	帯広婦人団体連絡協議会	会 長	中 田 和 子	2名
	有識者		奥 周 盛	

(順不同 敬称略)

十勝大学設置促進期成会 顧問

(平成24年5月29日現在)

職 名	氏 名
衆議院議員	石川知裕
北海道議会議長	喜多龍一
北海道議会副議長	三津丈夫
北海道議会議員	池本柳次
北海道議会議員	大谷亨
北海道議会議員	佐々木恵美子
北海道議会議員	小野寺秀
北海道議会議員	山崎泉
帯広開発建設部長	大内幸則
十勝総合振興局長	橋本博行
十勝教育局長	山端一史
十勝町村議会議長会会長	小野木英毅
帯広市議会議長	野原一登

(順不同 敬称略)

## 十勝大学設置促進期成会 会員名簿

(平成24年5月29日現在)

団 体 名	職名等	氏 名	摘 要
帯広観光コンベンション協会	会 長	大 友 俊 雄	
帯広銀行協会	理 事	白 浜 光 人	新
帯広建設業協会	会 長	萩 原 一 利	
帯広市	市 長	米 沢 則 寿	
帯広市校長会	会 長	鎌 田 則 明	新
帯広市社会福祉協議会	会 長	畑 中 三 岐 子	
帯広市商店街振興組合連合会	理事長	夷 石 行 夫	
帯広市体育連盟	会 長	萩 原 一 利	
帯広市町内会連合会	会 長	内 田 秀 雄	
帯広市PTA連合会	会 長	山 中 康 幸	新
帯広市民劇場運営委員会	委員長	関 口 好 文	
帯広商工会議所	会 頭	高 橋 勝 坦	
帯広消費者協会	会 長	佐 々 木 涼 太	
帯広信用協会	会 長	高 橋 嗣 明	
帯広青年会議所	理事長	村 上 互	新
帯広婦人団体連絡協議会	会 長	中 田 和 子	
出先おびひろ会	会 長	堀 江 威 光	
十勝管内PTA連合会	会 長	岡 崎 眞 也	新
十勝小中校長会	会 長	廣 田 佳 次	新
十勝地区農業協同組合長会	会 長	有 塚 利 宣	
十勝町村会	会 長	高 橋 正 夫	

団 体 名	職名等	氏 名	摘要
十勝町村会	副会長	小 林 康 雄	
十勝町村会	文教福祉 常任委員長	勝 井 勝 丸	
十勝農業協同組合連合会	代表理事 会長	山 本 勝 博	
十勝文化団体協議会	会 長	関 口 好 文	
東北北海道木材協会	会 長	秋 元 紀 幸	
北海道高等学校長協会十勝支部	幹 事	福 井 誠	新
北海道高等学校PTA連合会十勝支部	支部長	小 林 孝 幸	
北海道私立中学高等学校協会帯広支部	支部長	大 西 正 宏	
北海道中小企業団体中央会十勝支部	支部長	臼 井 呉 行	
北海道十勝管内商工会連合会	会 長	竹 田 悦 郎	
連合北海道帯広地区連合会	事務局長	木 下 栄 治	
有識者		奥 周 盛	
〃		門 屋 充 郎	
〃		後 藤 健 市	
〃		平 原 隆	
〃		藤 本 長 章	
〃		松 浦 弘 子	
〃		三 宅 嘉 子	

(順不同 敬称略)

## 十勝大学設置促進期成会規約

### (名 称)

第1条 本会は、十勝大学設置促進期成会（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、公立、公設民営等の手法により、十勝に新たな大学の早期実現を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学設置の方策等に関する調査・研究
- (2) 大学設置に必要な情報・資料等の収集
- (3) 大学設置に必要な広報・啓蒙活動
- (4) 関係機関に対する陳情、要望活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (組 織)

第4条 本会は、十勝に関係する団体の代表者、有識者及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |

2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 理事は、本会の重要な事項の審議及び会務の運営にあたる。

6 監事は、本会の会務を監査する。

### (顧 問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の相談に応ずる。

(会 議)

- 第7条 本会の会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が召集する。
- 2 総会は、この規約の定めるもののほか、会長が必要と認めた会務の重要な事項について審議・決定する。
  - 3 理事会は、総会に提案する事項及び本会の運営に関する重要事項について審議・決定する。

(専 決)

- 第8条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。
- 2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(幹 事)

- 第9条 本会の運営を円滑に行うため、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。

(専門部会)

- 第10条 会長は、本会の目的達成に必要と認めた場合には、専門部会を設置することができる。

(事務局)

- 第11条 本会の事務局は、帯広市政策推進部政策室に置き、必要な職員は会長が委嘱する。

(会 計)

- 第12条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって、これにあてる。
- 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長委任)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成6年3月28日から施行する。
- 2 本会の会計年度は、本会の設立時期にかかわらず、平成6年4月1日からとする。

- 附 則（平成8年5月17日）  
この規約は、平成8年5月17日から施行する。
- 附 則（平成19年6月4日）  
この規約は、平成19年6月4日から施行する。
- 附 則（平成20年5月30日）  
この規約は、平成20年5月30日から施行する。